

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第80期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口 嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬 博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬 博三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) 当連結会計年度より日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
営業収益 (百万円)	44,302	44,267	44,478	46,858	49,136
経常利益 (百万円)	1,328	1,580	1,519	1,525	1,756
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,595	1,123	1,224	986	969
包括利益 (百万円)	1,438	774	1,445	1,088	1,191
純資産額 (百万円)	17,217	17,947	18,653	20,105	21,108
総資産額 (百万円)	31,502	31,775	32,818	33,868	36,678
1株当たり純資産額 (円)	1,615.57	1,694.10	1,768.90	1,822.48	1,913.40
1株当たり当期純利益 (円)	153.82	110.28	117.29	91.24	87.88
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.37	54.03	56.84	59.36	57.55
自己資本利益率 (%)	10.00	6.67	6.84	5.09	4.70
株価収益率 (倍)	4.81	7.50	8.76	14.98	12.16
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,424	2,232	2,021	2,773	2,600
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,740	1,698	2,114	1,377	3,566
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	0	527	4	350	1,388
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	3,425	3,051	2,963	4,009	4,432
従業員数 (名)	2,026	2,055	2,117	2,100	2,081
(外、平均臨時雇用者数)	(1,388)	(1,370)	(1,332)	(1,290)	(1,266)

(注) 1 「営業収益」には消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

3 当社は、2015年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」については、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。

4 当社は第79期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、連結財務諸表において自己株式として計上しております。

なお、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」の算定にあたり、当該株式数を期末自己株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第76期	第77期	第78期	第79期	第80期
決算年月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月
営業収益 (百万円)	472	585	579	626	804
経常利益 (百万円)	252	358	340	378	550
当期純利益 (百万円)	818	173	365	391	312
資本金 (百万円)	1,938	1,938	1,938	2,237	2,237
発行済株式総数 (千株)	20,423	10,211	10,545	11,095	11,095
純資産額 (百万円)	9,511	9,406	9,949	10,699	11,019
総資産額 (百万円)	10,894	9,789	10,364	11,230	16,880
1株当たり純資産額 (円)	931.40	928.13	943.48	969.89	998.90
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	7 (-)	14 (-)	15 (-)	17 (-)	18 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	78.88	17.01	34.97	36.23	28.29
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	87.30	96.08	95.99	95.27	65.28
自己資本利益率 (%)	8.80	1.83	3.77	3.80	2.87
株価収益率 (倍)	9.38	48.62	29.39	37.73	37.78
配当性向 (%)	17.75	82.30	42.89	46.92	63.63
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
株主総利回り (比較指標：TOPIX(東証株 価指数)) (%)	188.5 (130.7)	213.8 (116.5)	267.8 (133.7)	356.8 (154.9)	286.8 (147.1)
最高株価 (円)	429	427 860	1,100	1,367	1,451
最低株価 (円)	196	360 690	700	920	988

- (注) 1 「営業収益」には消費税等は含まれておりません。
- 2 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 3 「従業員数」については、純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。
- 4 当社は、2015年10月1日を効力発生日として普通株式2株を1株とする株式併合を実施しております。「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」については、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定し、記載しております。第77期の「1株当たり配当額」は株式併合の影響を考慮した配当額となっております。
- 5 第78期の「1株当たり配当額」には、会社設立70周年記念配当1円を含んでおります。また、第79期の「1株当たり配当額」には、東京証券取引所および名古屋証券取引所市場第一部銘柄指定記念配当2円を含んでおります。
- 6 当社は第79期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、財務諸表において自己株式として計上しております。
なお、「1株当たり純資産額」および「1株当たり当期純利益」の算定にあたり、当該株式数を期末自己株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

- 7 最高株価および最低株価は第80期は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。第79期は、2018年3月20日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。また、第78期は、2017年3月10日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであり、それ以前は名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。
- なお、当社は2015年10月1日付で、普通株式2株を1株の割合で株式併合を行っており、第77期の最高株価および最低株価は上段が株式併合前を、下段が株式併合後の株価をそれぞれ記載しております。
- 8 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

会社設立以来の主な沿革は次のとおりであります。

- 1947年3月 岐阜合同産業株式会社を設立。本社を岐阜市鶴田町3丁目24番地に置く、資本金18万円、車両30台。
- 1948年8月 岐阜トラック株式会社に商号変更。
- 1949年9月 一般区域貨物自動車運送事業を開始。
- 1949年10月 岐阜トラック運輸株式会社に商号変更。
- 1949年12月 一般路線貨物自動車運送事業を開始。
- 1956年12月 那加トラック運輸株式会社（現株式会社エスライン各務原 連結子会社）系列化。
- 1958年3月 倉庫業経営許可。
- 1961年10月 船津運輸株式会社（現株式会社エスラインヒダ 連結子会社）系列化。
- 1964年1月 羽島トラック株式会社（現株式会社エスライン羽島 連結子会社）系列化。
- 1966年2月 岐北トラック株式会社（現株式会社エスラインミノ 連結子会社）系列化。
- 1966年6月 郡上トラック株式会社（現株式会社エスライン郡上 連結子会社）系列化。
- 1969年2月 阪九運送株式会社（現株式会社エスライン九州 連結子会社）系列化。
- 1969年3月 Sライン日本グループ結成、全国輸送ネットワーク確立。
- 1971年3月 岐南町に本社社屋新築し、本社総合ターミナル完成。本社を現在地の岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地に移転。
- 1972年4月 商号を株式会社エスラインギフに変更。
- 1977年7月 株式会社スワロー急送（連結子会社）を系列として設立。
- 1978年5月 名古屋店頭市場に株式店頭登録。
- 1980年4月 名古屋証券取引所市場第二部に株式上場。
- 1982年5月 株式会社宅配百十番一宮（現株式会社スリーエス物流 連結子会社）を系列として設立。
- 1985年5月 株式会社東京宅配百十番墨田（現株式会社スワロー物流東京 連結子会社）を系列として設立。
- 1996年11月 通関業許可。
- 1999年5月 特定旅客自動車運送事業許可。
- 2000年8月 一般貸切旅客自動車運送事業許可。
- 2006年10月 会社分割により純粋持株会社に移行し、商号を株式会社エスラインに変更。事業承継会社として、株式会社エスラインギフ（連結子会社）を設立。
- 2014年3月 株式会社エスラインギフ名古屋第2センターにて太陽光発電による売電事業を開始。
- 2017年3月 東京証券取引所市場第二部に株式上場。
- 2018年3月 東京証券取引所および名古屋証券取引所の市場第一部に指定。

3【事業の内容】

有価証券報告書提出会社（以下当社という。）の企業グループは、子会社23社（連結子会社21社、持分法適用子会社1社、持分法非適用子会社1社）および関連会社1社で構成し、その事業内容の主たるものは物流関連事業であり、各社がそれぞれの区域と分野を分担しながら有機的に結合し、相互に協力して事業活動を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業内容を示せば概ね次のとおりであり、連結子会社のうち20社は貨物自動車運送事業を主力としております。

また、(株)エストピアは損害保険代理業を、(株)宅配百十番商事は産地直送品の販売と各専門分野においてそれぞれの事業区域で当社グループの事業を補完しております。

当社グループの主な事業に係わる位置付け、およびセグメントとの関連は次のとおりであります。

(1) 物流関連事業

・貨物自動車運送事業

エスライングループの基盤とする事業として、特別積合せに係る運行を、(株)エスラインギフ、(株)エスライン九州、(株)エスラインヒダおよび他の連結子会社3社が営み、その主要な運行系統は札幌から鹿児島までの主要都市を結ぶ幹線道路を軸としております。

また、上記の連結子会社および他の連結子会社14社ならびに関連会社1社は、特別積合せ以外の一般貨物自動車運送事業を営んでおります。

・倉庫業

寄託を受けた貨物について物流の一環として倉庫事業を、(株)エスラインギフが神奈川県、岐阜県、静岡県および愛知県で、(株)エスラインヒダ、(株)エスライン羽島、(株)エスラインミノおよび(株)スワロー急送が岐阜県で、(株)スリーエス物流が愛知県で、(株)スワロー物流大阪が大阪府で、(株)スワロー物流上尾が埼玉県でそれぞれ営んでおります。

・自動車整備事業

(株)エスラインギフは自動車整備工場（運輸局指定工場）を活かして、自動車の整備を千葉県、岐阜県および大阪府で営んでおります。

・情報処理サービス業

(株)エスラインギフは情報処理システムを利用して、物流関連の付加価値通信サービスやソフトウェアの開発事業等を営んでおります。

・損害保険代理業

(株)エスラインギフ、(株)エスライン九州および一部の連結子会社ならびに(株)エストピアは取扱貨物等の損害保険代理業を営んでおります。

・その他

(株)宅配百十番商事は(株)エスラインギフの物流ネットワークを利用して、産地直送品の販売を営んでおります。

また、(株)エスラインギフおよび一部の連結子会社は、事業所等の一部を賃貸（不動産賃貸事業を除く。）しております。

(2) 不動産関連事業

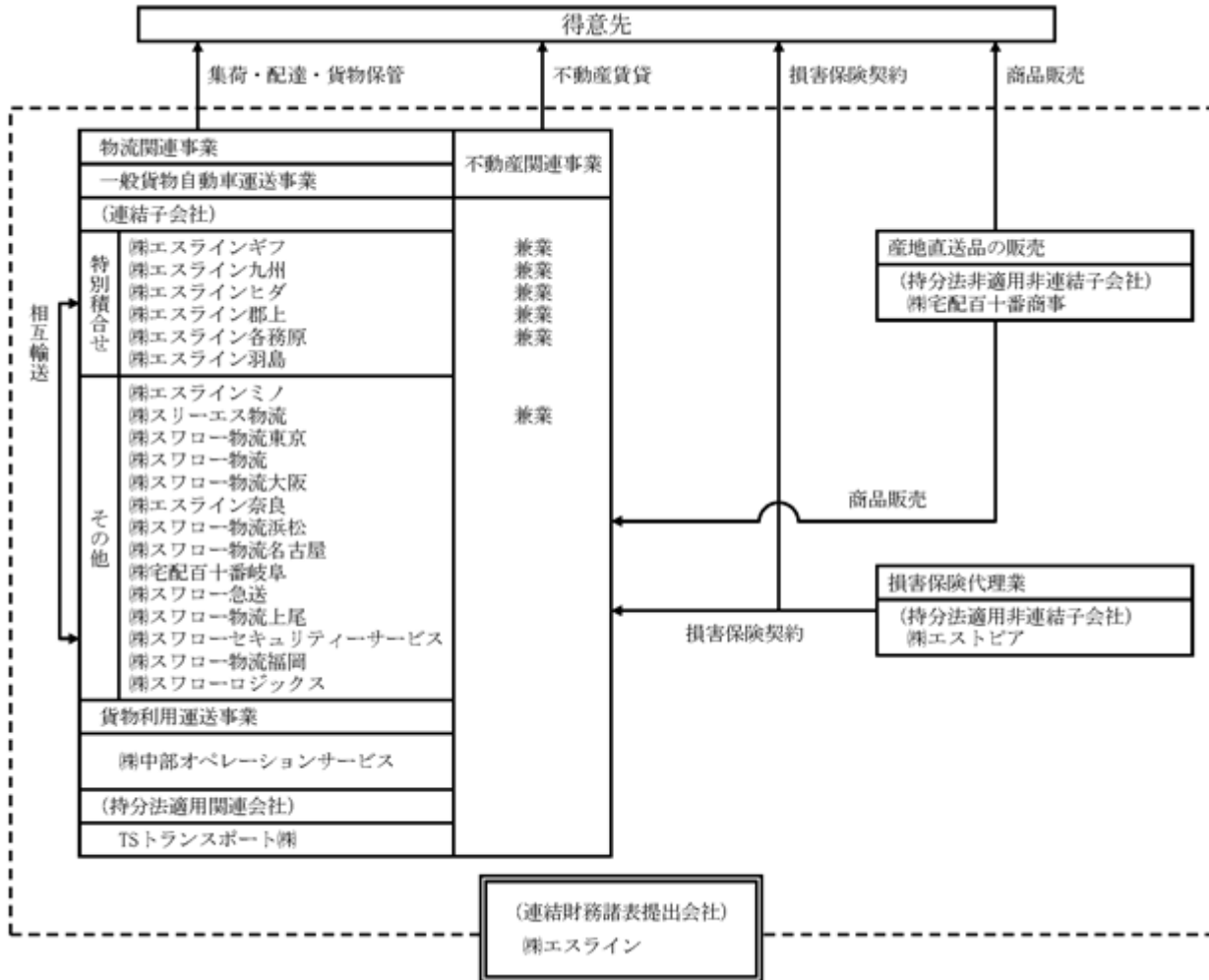
(株)エスラインギフおよび一部の連結子会社はグループ外を対象とした不動産賃貸事業を営んでおります。

(3) その他

(株)エスラインギフは旅客自動車運送事業を営んでおります。

また、(株)エスラインギフおよび(株)スリーエス物流は、売電事業を営んでおります。

事業内容の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



(注) (株)中部オペレーションサービスは2005年1月1日より休眠会社となっております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)
(連結子会社)				
(株)エスラインギフ	岐阜県羽島郡岐南町	50	物流関連事業	100.00
(株)エスライン九州	鹿児島県鹿児島市	80	物流関連事業	100.00
(株)エスラインヒダ	岐阜県高山市	55	物流関連事業	100.00
(株)スリーエス物流	愛知県一宮市	50	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流	岐阜県羽島郡岐南町	40	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流東京	埼玉県川口市	20	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流大阪	大阪府大阪市西淀川区	20	物流関連事業	100.00
(株)エスライン奈良	奈良県天理市	20	物流関連事業	100.00
(株)宅配百十番岐阜	岐阜県羽島郡岐南町	20	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流浜松	静岡県浜松市中区	20	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流名古屋	愛知県清須市	20	物流関連事業	100.00
(株)中部オペレーションサービス	岐阜県各務原市	10	物流関連事業	100.00
(株)エスライン郡上	岐阜県郡上市	10	物流関連事業	100.00
(株)エスラインミノ	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(株)スワロー急送	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(株)エスライン各務原	岐阜県各務原市	10	物流関連事業	100.00
(株)エスライン羽島	岐阜県羽島市	10	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流上尾	埼玉県上尾市	10	物流関連事業	100.00
(株)スワローセキュリティーサービス	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(株)スワロー物流福岡	福岡県福岡市東区	10	物流関連事業	100.00
(株)スワローロジックス	岐阜県羽島郡岐南町	10	物流関連事業	100.00
(持分法適用非連結子会社)				
(株)エストピア	岐阜県羽島郡岐南町	10	損害保険代理業	50.00
(持分法適用関連会社)				
T S トランスポート(株)	愛知県一宮市	80	物流関連事業	49.00

なお、関係内容は次のとおりであります。

名称	役員の兼任		資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	その他
	当社役員 (名)					
(連結子会社)						
(株)エスラインギフ	7	融資	業務委託 経営指導	事務所賃借	債務保証	
(株)エスライン九州	1	融資	経営指導	なし	債務保証	
(株)エスラインヒダ	2	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スリーエス物流	2	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー物流	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流東京	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流大阪	1	融資	経営指導	なし	なし	
(株)エスライン奈良	1	融資	経営指導	なし	なし	
(株)宅配百十番岐阜	2	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー物流浜松	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流名古屋	2	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)中部オペレーションサービス	2	なし	なし	なし	なし	
(株)エスライン郡上	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)エスラインミノ	1	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー急送	2	融資	経営指導	なし	なし	
(株)エスライン各務原	2	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)エスライン羽島	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワロー物流上尾	2	融資	経営指導	なし	なし	
(株)スワローセキュリティーサービス	1	なし	経営指導	なし	債務保証	
(株)スワロー物流福岡	1	なし	経営指導	なし	なし	
(株)スワローロジックス	2	なし	経営指導	なし	なし	
(持分法適用非連結子会社)						
(株)エストピア	2	なし	なし	なし	なし	
(持分法適用関連会社)						
T S トランスポート(株)	1	なし	なし	なし	なし	

(注) 1 「主要な事業の内容」には、セグメントの名称を記載しております。

2 (株)エスラインギフは特定子会社となっております。

3 当社を除き有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

4 (株)エスラインギフ、(株)スリーエス物流については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(株)エスラインギフ

営業収益 35,481百万円、 経常利益 462百万円、 当期純利益 357百万円、

純資産額 2,196百万円、 総資産額 23,180百万円

(株)スリーエス物流

営業収益 5,110百万円、 経常利益 257百万円、 当期純利益 187百万円、

純資産額 1,803百万円、 総資産額 2,640百万円

5 (株)中部オペレーションサービスは2005年1月1日より休眠会社となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

区分	セグメントの名称				合計
	物流関連事業	不動産関連事業	その他	全社（共通）	
従業員数（名）	2,015 (1,216)	- (-)	2 (31)	64 (19)	2,081 (1,266)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
3 全社（共通）は、(株)エスラインギフの総務部門等管理部門に係る従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
-	-	-	-

- (注) 純粋持株会社であり業務を委託しているため、従業員はおりません。

(3) 労働組合の状況

連結子会社4社には、単一組織の労働組合があります。

組合員数は2019年3月31日現在1,269名であります。

なお、このうちエスラインギフ労働組合およびエスラインヒダ労働組合は、上部団体全日本運輸産業労働組合連合会に加盟しております。

当社グループの労使関係は円満に運営されており、当社グループと組合との間には特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、会社創立以来、社是「和」のもと、「法の精神」、「社会貢献」、「環境と顧客優先」、「全員参加」を経営の基本理念として掲げ、「ときめき（自主性）、ひらめき（創造性）、こだわり（独自性）」の気持ちを持って、事業運営に取り組むことによって、「エスラインブランドを築く」を経営ビジョンとしております。今後につきましても株主の皆様をはじめ取引先、社員、地域社会等ステークホルダーとの深い信頼関係に基づき、着実な事業の発展と企業価値の安定的な向上に向けて注力してまいりたいと考えております。

(2) 中長期的な経営戦略に基づく取組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5)会社の支配に関する基本方針について」の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、陸軍統制令や終戦による統合・分離を経て、1947年に「岐阜トラック運輸株式会社」として設立以来、貨物運送事業を中心として、全国配送に向けた輸送路線網の拡大、大量高速輸送時代に先駆けたトレーラー輸送の開始、Sライン日本グループによる全国輸送ネットワーク体制の確立、業界初のオンラインシステム（スリーエスシステム）の稼働、子会社化方式による輸送周辺領域業務の取組み等、お客様の様々なニーズにお応えすべく注力してまいりました。

また、当社は、グループ体制のさらなる発展と結束力の強化、収益力の向上、また、各事業会社の迅速な意思決定と環境変化にも機動的かつ柔軟な対応を図ることにより企業価値を高めることを目的として、会社分割によって2006年10月に純粋持株会社体制に移行し、現在に至っております。

当社グループは、貨物自動車運送事業のうち、主に小口商業貨物輸送（特別積合せ）事業を営むエスライングループ6社と地域や顧客に特化した物流サービス全般を行う事業会社13社、そして損害保険代理業や産地直送品販売を行う事業会社2社からなるスワローグループで構成され、札幌から鹿児島までを結ぶ路線内に支店・営業所を有しておりますが、主には東京から福岡までの太平洋ベルト地帯を事業基盤としてトラック輸送を中心とした物流関連事業を営んでおります。

当社は、持株会社体制への移行により、運送事業、物品販売事業、情報処理事業、自動車整備事業等、輸送事業とその関連周辺分野を中心とした事業領域において経営資本と管理体制の効率化を推進し、当社グループの一層の利益体質の確立と企業価値の向上を図ることにより、ワンランク上の総合物流企業を目指し、日々注力しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

< 当社の中期経営計画 >

名称

“エスラインブランドの価値向上” Think next Value

計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日（3ヵ年）

基本方針

輸送ネットワークと拠点物流サービスを人材・品質・技術で強化充実する

(イ) 事業構造の改革

当社グループはブランド価値をさらに高めるため、グループネットワークを活かした事業を戦略的連携の展開により、グループ全体の収益構造を変革し、営業利益の向上を目指します。また、働き方改革を推進し、人材を活用し、社員の意識改革を促進するなど、社内風土の醸成を図るための企業環境を整備して、継続成長を目指します。

そのために、グループ各社の事業特性を活かし、さらに発展させるための新たなグループ連携体制の構築や、共通機能の編成によるさらなる組織強化により、社会環境や経済情勢への変化に迅速、かつ、柔軟に対応できる事業構造を構築します。

(a) 輸送サービスの充実

当社グループの強みである関東・中部・関西および九州エリアを結ぶ、輸送ネットワークの充実を図り、複合輸送サービスの再構築により一層の拡充を図ります。

輸送手段の変革と先進技術の導入により、人員不足の中での作業の効率化・省力化を進めてまいります。

(b) 物流サービスの拡大

輸送ネットワークと多様な輸送手段を持つ強みを活かして、成長地域・領域での物流サービスを競争優位な事業に成長させます。

(c) ホームサービスの成長

一層の作業品質の向上と輸送ネットワークとの連携を図り、「大型商品の宅配（B to C）」と「引越しサービス」を収益性の高い事業に成長させます。

(ロ) 働き方改革・人事制度の確立

物流環境に適した人事制度を確立します。

安全・安心と、働く喜びを感じる、職場環境を構築します。

(ハ) ESGへの取り組み

安全で環境にやさしい企業として、高品質な物流サービスで地域社会に貢献します。

エスラインで働く喜びを家族で感じられる企業として成長します。

経営目標

	2022年3月期（最終年度）
営業収益	560億円
経常利益額（率）	25億7千万円（4.6%）
ROE	6.5%
自己資本比率	50.0%以上

(4) 経営環境と対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、中国経済の減速を始め各国の成長鈍化等を背景とした、先行き不透明な状況も続くことが想定されます。物流関連業界におきましては、消費活動に力強さが見られず、取扱貨物量の拡大は期待できないものと予想されます。また、絶対的な労働力不足のなか、働き方改革関連法の施行による、労働環境の改善への取り組み、不安定な原油価格の動向、さらには、安全装置や環境対応に向けた車両導入等のコスト増加要因も見込まれ、当社を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。

こうしたなか、当社グループでは、「輸送ネットワークと拠点物流サービスを人材・品質・技術で強化拡充する」を基本方針とする、新中期経営計画「スローガン：エスラインブランドの価値向上」（2020年3月期から2022年3月期）を策定いたしました。

事業構造の改革（1.輸送サービスの充実、2.物流サービスの拡大、3.ホームサービスの成長）

働き方改革・人事制度の確立

ESGへの取り組み

を経営戦略の柱に、組織体制の改革、人材確保と育成、営業サービスの強化、業務の効率化と生産性向上、先進技術の導入等を着実に実行することにより、利益率の改善を目指した新中期経営計画の目標達成と企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。その中でも特に、昨年稼働を開始した㈱エスラインギフ豊田第2物流センターや西淀川支店、㈱スワロー急送の本社物流センターの稼働状況を確認し、さらなる収益性の向上を図ってまいります。

また、本年5月に㈱エスライン郡上にて移動ラック式定温管理倉庫を、本年11月には㈱エスラインギフの本社敷地内に省力化を目指した中部地区では最大規模となる自動ラックシステムを導入した飲料保管用倉庫を新築し、早期の安定稼働実現と物流サービスの事業拡大に取り組んでまいります。

(5) 会社の支配に関する基本方針について

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして導入してまいりました、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部内容の修正を行い、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(ロ) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報の提供（情報が十分でない場合は追加情報を提出、なお、追加的に情報提出を求める場合の期限を、最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とする）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に、大規模買付行為を開始するというものです。

(ハ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、対抗措置をとることがあります。

(ニ) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

(ホ) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること (d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2【事業等のリスク】

当社グループには、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。
また、これらのリスクも認識した上で発生抑制・回避および発生した場合の対応に努めております。

(1) 特有の法的規制等について

当社グループ会社が保有する事業の許認可等の名称および法令違反による処分内容は以下のとおりです。

	(株)エスラインギフ(注)	(株)エスライン九州	(株)エスラインヒダ
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (2006年9月取得) ----- 倉庫業 (2006年9月取得) ----- 自動車分解整備事業 (1952年6月取得) ----- 指定自動車整備事業 (2006年10月取得) ----- 一般貸切旅客自動車運送事業 (2006年9月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1948年12月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1950年12月取得) ----- 倉庫業 (2015年9月取得) ----- 自動車分解整備事業 (1969年8月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消 ----- 事業停止、認証取消 ----- 事業停止、指定取消 ----- 事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消 ----- 事業停止、認証取消

(注) (株)エスラインギフは、2006年10月1日の会社分割により、(株)エスラインから各事業を承継しております。

	(株)スリーエス物流	(株)スワロー物流	(株)スワロー物流東京
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (2011年6月取得) ----- 倉庫業 (2017年11月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1991年5月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1989年3月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	(株)スワロー物流大阪	(株)エスライン奈良	(株)宅配百十番岐阜
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1990年3月取得) ----- 倉庫業 (2009年9月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1954年1月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1991年3月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	(株)スワロー物流浜松	(株)エスライン郡上	(株)エスラインミノ
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1992年5月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1991年7月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1991年3月取得) ----- 倉庫業 (1992年7月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消

	(株)スワロー急送	(株)エスライン各務原	(株)エスライン羽島
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (1992年5月取得) ----- 倉庫業 (2019年3月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1951年2月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1951年4月取得) ----- 倉庫業 (1993年5月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消 ----- 営業停止、登録取消

	(株)スワロー物流上尾	(株)スワローセキュリティーサービス	(株)スワロー物流福岡
事業の許認可等の名称	倉庫業 (2012年8月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1996年7月取得)	一般貨物自動車運送事業 (1996年7月取得)
法令違反による処分内容	営業停止、登録取消	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	(株)スワローロジックス	(株)TSトランスポート
事業の許認可等の名称	一般貨物自動車運送事業 (2001年10月取得)	一般貨物自動車運送事業 (2007年11月取得)
法令違反による処分内容	事業停止、事業許可取消	事業停止、事業許可取消

	法令違反による処分内容に対する関係法令
一般貨物自動車運送事業	「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数についての基準」に定める各適用条項及び貨物自動車運送事業法第33条
倉庫業	営業に関する不正な行為、役員等の欠格条項に該当した場合は営業の停止及び登録の取消（倉庫業法第21条）
自動車分解整備事業 指定自動車整備事業	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」に定める各適用条項及び道路運送車両法第93条
一般貸切旅客自動車運送事業	「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分の基準について」に定める各適用条項及び道路運送法第40条

上記事業の所轄官庁は全て国土交通省であり、各事業の許認可等に関しましては、有効期限はありません。なお、当社グループでは、これら事業の遂行に関し、法令違反により、上記に該当するような処分はありません。

また、近年環境問題への関心が高まる中、環境対策車の導入、エコドライブの推進等、環境対策を自主的に推進しておりますが、想定を上回る環境規制が実施された場合、車両価格の高騰により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この他に、貨物自動車運送事業法・倉庫業法・道路運送車両法その他の関係法令等が社会的情勢の変化に対応して、改正が行われた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 燃料価格等のコストアップについて

当社グループの事業にはディーゼルエンジン車を多く使用しており、軽油の使用量を意識するためデジタルタコグラフを導入するなど、省エネ運転を推進しておりますが、原油価格の変動により軽油価格が大幅に高騰した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報処理関連固有リスク・顧客情報管理について

当社グループの情報管理につきましては、非常時対策等に取り組んでおりますが、想定以上の災害の発生により通信ネットワークの遮断や情報関連機器の破損または、プログラム上の瑕疵の発生やコンピュータウイルスへの感染、外部からの不正侵入等によって、システムの停止、情報漏洩、情報の消失等が発生した場合には、当社グループの業務の運営に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは物流業務受託、情報処理受託、物品販売等に際し多くの顧客情報を取り扱っておりますが、顧客情報の取り扱いに関しては外部からの不正侵入防止策や、関連情報へのアクセス制限を設けており、あわせて、コンプライアンスや個人情報管理につきましても、社内教育を通じて徹底を図っておりますが、情報漏洩や情報の消失等が生じた場合、当社グループの社会的信用の失墜や損害賠償請求を受ける可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保や将来にわたる労働力不足について

当社グループの主要な事業であります物流関連事業は労働集約型であり、人材確保、特にドライバーの確保が重要であると考えております。そのために多くの優秀な人材を確保・育成し、労働環境を充実させて社員の定着を図る必要があると考えておりますが、一定の人材の確保が出来なかった場合には、労働力を補うための費用がかさみ当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害および重大事故等のリスク

当社グループは一般道路を利用したトラックによる営業活動を行っていることから、社員教育等を通じ交通安全・事故防止対策には万全な体制をとっておりますが、当社が過失のある重大事故を発生させた場合は、社会的信用の失墜や損害賠償等により、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、想定を超える地震・台風等の自然災害による車両・設備等の被害や、様々な要因に基づく輸送障害（製油所の操業停止等に伴う燃料確保の困難、道路網切断による交通障害等）が発生した場合には、営業活動に支障をきたす可能性があることに加え、復旧等にかかる費用が発生するなど当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 市場リスクについて

当社グループは、金融機関、荷主、同業他社等の株式を保有しているため、株式市場の価格変動リスクを負っており、予想を超える相場変動があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。実質所得の伸び悩みが個人消費を抑制するとともに、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、中国経済の減速等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、深刻化するドライバーを中心とした労働力不足や輸送供給力の低下を補完するための備車費・外部委託費の増加に加え、原油価格の上昇による燃料費の増加等、引き続き経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況のもと、当社グループでは、本年度を最終年度とする中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの確立に向けて」）の経営目標の達成と企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、営業収益491億36百万円（前年同期比4.9%増）で、3期連続で過去最高額を更新しました。利益面では、人材確保のための人件費や取扱貨物量の増加による備車費・外部委託費の増加、燃料費、減価償却費の増加がありましたが、営業利益16億87百万円（前年同期比16.0%増）、経常利益17億56百万円（前年同期比15.1%増）となり、いずれも過去最高額となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券評価損を2億39百万円計上したことにより9億69百万円（前年同期比1.7%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

〔物流関連事業〕

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等があります。

トラックによる企業間輸送を主とする輸送サービス部門では、適正な水準への運賃改定と諸料金の収受に向けた営業活動を積極的に進めました。その結果、15億50百万円の収入増に寄与いたしました。また、総合ディスカウントストアへの店舗配送業務のエリア拡大や一般雑貨商品の取扱貨物量が増加し増収となりました。また、昨年10月には特別積合せ部門の中核会社である㈱エスラインギフの西淀川支店（大阪市西淀川区）を、従来のホーム面積の約2倍に増床し新たな支店として同地区内に新築移転し、関西地区における特別積合せ部門の拠点強化と配送網の充実と営業力強化に努めてまいりました。この結果、輸送サービス部門では19億20百万円の増収となりました。

商品保管や物流加工を行う物流サービス部門では、大手流通グループ専門店での販売不振が続き、物流加工業務の取扱量が減少しましたが、飲料や家用車の夏冬タイヤの保管・配送業務の増加、昨年10月に開設した㈱エスラインギフ豊田第2物流センターでの、自動車関連部品の保管・配送業務が稼働したこと、さらには、昨年11月に㈱スワロー急送では、2か所あった物流センターを岐阜市柳津町の1か所に統合、新築移転し、床面積も約2倍に拡大したことから、保管・物流加工・EC通販物流等、様々なご要望にお応えできる物流センターとして、事業拡大に向けた営業活動を強化したことにより、物流サービス部門では1億40百万円の増収となりました。

大型貨物の個人宅配を行うホームサービス部門では、昨年夏の猛暑によるエアコン販売数量の大幅増加、冷蔵庫・洗濯機を中心とした白物家電の販売数量の増加、前期に導入したユニック車（クレーン付車両）を活用した大型商品の配送・設置業務の拡大、および、配送料金の改定が大きく寄与した結果、3億25百万円の増収となりました。

また、引越しサービスの拡大にも積極的に取り組みました。「スワロー引越便」のPR活動を始め、社内に開設した「引越研修センター」での担当者の定期的な実技訓練の実施、引越し作業や大型商品配送時の作業手順・留意点を紹介する動画サイト（S L - P O R T A L）を開設し、パソコンやモバイル端末に配信し、現場での基本動作

の確認に活用する等、さらなる作業品質の向上にも努めてまいりました。この結果、ホームサービス部門全体では3億54百万円の増収となりました。

しかしながら、物流関連事業全体における当第4四半期連結会計期間は、運賃改定効果（運賃収受率）の鈍化に加え、アパレル関連の物流加工業務の減少が顕著となり、営業収益の伸長は第3四半期連結会計期間に比べ半分以下となりました。また、費用面では、待遇改善による人件費および原油価格の上昇による燃料費等の増加に加え、備車会社・外部委託会社・中継会社からの値上げ要請や、協力会社への支払い運賃・諸料金が増加いたしました。

このような経費増加の要因はありましたものの、当社グループではESGへの取り組みの一環として、環境への負荷軽減と、ドライバーへの身体的な負担が少なく、労働環境のさらなる改善を図ることを目的に、本年2月に電気小型トラック「e Canter（イー・キャンター）、車両総重量7.5トン（準中型免許対応）」を㈱エスラインギフに4台、㈱エスライン各務原に1台、合計5台導入し、中部地区、特に岐阜・名古屋地区での企業間輸送のための集配業務やルート配送用の車両として稼働を開始いたしました。

この結果、物流関連事業の営業収益は483億22百万円（前年同期比5.0%増）、セグメント利益（営業利益）は20億42百万円（前年同期比15.0%増）となりました。

〔不動産関連事業〕

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は4億66百万円（前年同期比1.6%増）、セグメント利益（営業利益）は2億31百万円（前年同期比4.3%増）となりました。

〔その他〕

その他事業として、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、これまで取り組んでまいりました競輪場のファンバスの運行業務が終了したことにより減収となりました。

また、売電事業におきましては、㈱エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センターおよび㈱スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております（総発電量1,333.96kW）が、前期に比べて減収となりました。

この結果、その他事業の営業収益は3億48百万円（前年同期比11.8%減）、セグメント利益（営業利益）は68百万円（前年同期比27.8%減）となりました。

財政状態につきましては、当連結会計年度末の連結資産合計は366億78百万円（前連結会計年度末338億68百万円）となり、前連結会計年度末比28億9百万円増加しております。この主な要因は、有形固定資産の増加であります。

また、連結負債合計は155億70百万円（前連結会計年度末137億63百万円）となり、前連結会計年度末比18億6百万円増加しております。この主な要因は、有利子負債の増加であります。

連結純資産合計は211億8百万円（前連結会計年度末201億5百万円）となり、前連結会計年度末比10億2百万円増加しております。この主な要因は、利益剰余金の増加によるものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末より4億22百万円資金が増加し、44億32百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、26億円の収入（前年同期は27億73百万円の収入）となりました。この主な収入は、税金等調整前当期純利益と減価償却費の計上であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、35億66百万円の支出（前年同期は13億77百万円の支出）となりました。この主な支出は、固定資産の取得であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、13億88百万円の収入（前年同期は3億50百万円の支出）となりました。この主な収入は借入の実行によるものであります。

(キャッシュ・フローの指標)

		2018年3月期	2019年3月期
自己資本比率	(%)	59.36	57.55
時価ベースの自己資本比率	(%)	44.53	32.15

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

生産、受注及び販売の実績

当社グループの扱う輸送商品は単一ではなく、輸送距離もまちまちであり、また受注形態をとらない事業で、セグメントごとに生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって採用している「重要な会計方針」については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しているため省略しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 経営成績等

(イ) 財政状態

当連結会計年度末の財政状態につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(ロ) 経営成績

当連結会計年度の経営成績につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(ハ) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(b) 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営に影響を与える大きな要因として、収益の動向と費用の動向が上げられます。

収益の動向については、当社グループの主要セグメントである、物流関連事業の中の輸送サービス部門においては、前期から継続して取り組んでいる適正な料金への改訂交渉や、諸料金の収受に向けた営業活動による増収と、総合ディスカウントストアの店舗への配送業務のエリアが拡大し物量が増加したこと等が大きな増収要因となりました。物流サービス部門では、飲料や自家用車の夏冬タイヤの保管・配送業務の増加に加えて、新設した㈱エスラインギフ豊田第2物流センターや㈱スワロー急送本社物流センターでの新規業務の開始により収益を確保いたしました。しかしながら、大手流通グループ専門店での販売不振が続いたことや、第4四半期に入ってからアパレル関連の物流加工業務が著しく減少したこと、さらには、運賃改訂効果の鈍化等により、目標とした営業収益には達しませんでした。

費用の動向に関しては、主要経費である人件費と外部委託費の動向が大きな要因と考えています。人件費においては、ますます深刻化する労働力不足への対応や、労働時間短縮を図るための労働環境の改善への取り組み、外部委託先からの値上げ要請への対応、安全運転や環境に対応した車両の購入や安全装置の導入、さらには、原油価格が高値で推移していること等コスト負担増加要因も多く、営業収益の計画未達分をカバーするに至らず、誠に遺憾ながら中期経営計画の目標達成には至りませんでした。

また、親会社株主に帰属する当期純利益が計画未達、前期に対して大きく減少した要因は投資有価証券評価損を計上したことによるものです。

当連結会計年度におけるROEは4.70%（目標比1.8ポイント未達）、自己資本比率は57.55%（目標比+7.55ポイント）であり、ROEは目標未達、自己資本比率は目標達成となりました。引き続き当該指標の改善に取り組んでまいります。

(c) 資本の財源及び資金の流動性

(イ) 資金需要

当社グループの資金需要につきましては、営業活動については、営業活動に必要な運転資金が主要なものであります。投資活動については、車両運搬具の購入、事業伸長・生産性向上および新規事業立上げを目的とした設備投資が主要なものであります。

今後、成長分野に対しては必要な設備投資をしていく予定であります。全体的には、将来見込まれる成長分野での資金需要も見据え、最新の市場環境や受注動向も勘案し、資産の圧縮および投資案件の選別を行っていく予定であります。

(ロ) 資金調達

当社グループは、運転資金、投資資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について有利子負債の調達を実施しております。

長期借入金等の長期資金の調達については、事業計画に基づく資金需要、金利動向等の調達環境、既存借入金の償還時期等を考慮の上、調達規模、調達手段を適宜判断して実施していくこととしております。

一方で、有利子負債を圧縮するため、キャッシュマネジメントシステムにより当社グループ内での余剰資金の有効活用を図っており、また、売上債権や固定資産の稼働向上等を通じて資産効率の改善にも取り組んでおります。

(d) 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社および連結子会社）の当連結会計年度の設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は、3,790百万円であります。

セグメント別の設備投資額について示すと、次のとおりであります。

〔物流関連事業〕

物流関連事業の設備投資額は3,753百万円で、主な内訳は事業用建物および構築物1,723百万円、貨物輸送のための車両982百万円であります。

〔不動産関連事業〕

該当事項はありません。

〔その他〕

その他事業の設備投資額の主な内訳は、旅客自動車運送事業用車両27百万円であります。

〔全社共通〕

全社共通の設備投資額は8百万円であります。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (岐阜県羽島郡岐南町)	全社	事務所	-	-	- (-)	-	-	-

(注) 当社の設備は㈱エスラインギフより賃借しております。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
(株)エスライン ギフ	本社 (岐阜県羽島郡 岐南町)	全社	事務所	159	0	144 (5,365.50) [54.45]	13	317	64 (19)
	営業倉庫 (岐阜県羽島郡 岐南町)	物流関連事業	倉庫	194	5	73 (16,440.99)	1	274	25 (75)
	修理工場 (岐阜県羽島郡 岐南町)	物流関連事業	修理工場	58	13	41 (9,267.47)	0	113	17 (7)
	東京支店 (東京都江東区)	物流関連事業	荷扱所	455	56	1,948 (9,716.70)	1	2,461	69 (24)
	名古屋支店 (愛知県清須市)	物流関連事業 売電事業	荷扱所 発電設備	1,205	144	55 (21,474.69)	6	1,411	48 (41)
	岐阜支店 (岐阜県羽島郡 岐南町)	物流関連事業	荷扱所	44	15	146 (27,611.13) [554.6]	1	207	47 (56)
	城東支店 (大阪市城東区)	物流関連事業	荷扱所	100	61	19 (7,004.68)	0	181	52 (34)
	福岡支店 (福岡市東区)	物流関連事業	荷扱所	58	17	446 (9,726.58)	0	523	32 (27)
	病院 (賃貸設備) (大阪市東成区)	不動産関連 事業	病院	289	-	58 (3,210.62) [3,210.62]	0	347	-
(株)エスライン 九州	本社及び 鹿児島支店 (鹿児島県 鹿児島市)	物流関連事業	荷扱所	48	49	595 (5,457.31)	0	693	28 (29)
(株)エスライン 郡上	本社及び営業所 (岐阜県郡上市)	物流関連事業	荷扱所	49	65	-	0	115	24 (21)
(株)エスライン 各務原	本社及び営業所 (岐阜県 各務原市)	物流関連事業	荷扱所	91	125	0 (4,645.00)	11	228	61 (48)
(株)エスライン 羽島	本社及び営業所 (岐阜県羽島市)	物流関連事業	荷扱所	270	87	43 (4,264.44)	4	405	49 (27)
(株)エスライン 奈良	本社及び営業所 (奈良県天理市)	物流関連事業	荷扱所	29	84	-	0	114	89 (8)
(株)スワロー 急送	本社及び営業所 (岐阜県岐阜市)	物流関連事業	荷扱所	1,194	30	-	39	1,264	40 (60)

- (注) 1 その他の内訳はリース資産および工具器具備品であります。
2 土地のうち「-」は、他から賃借しているものであります。
3 土地のうち「内書」は、他へ賃貸している面積であります。
4 従業員数の(外書)は、臨時従業員数であります。

5 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備として、以下のものがあります。
国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	従業員数 (名)	土地 (面積㎡)	年間賃借料 又は リース料 (百万円)
(株)エスラインギフ	所沢支店 (埼玉県入間郡三芳町)	物流関連事業	荷扱所	32 (18)	9,055.29	97
	大阪支店 (大阪府東大阪市)	物流関連事業	荷扱所	36 (24)	6,418.59	111
(株)スリーエス物流	本社及び営業所 (愛知県一宮市)	物流関連事業	荷扱所	75 (5)	42,835.05	228
	木曾川第一センター (愛知県一宮市)	不動産関連事業	荷扱所	-	8,836.94 [8,836.94]	43
(株)スワロー物流東京	本社及び営業所 (埼玉県川口市)	物流関連事業	荷扱所	14 (2)	863.28	4

(注) 1 土地の面積のうち〔内書〕は、他へ賃貸している面積であります。

2 従業員数の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月日		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)エスライ ンギフ 飲料倉庫	岐阜県 羽島郡 岐南町	物流関連 事業	倉庫	1,810	603	自己資金 および 借入金	2018.12	2019.10	(注) 2

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、増加能力を見積もることが困難であることから記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,847,000
計	40,847,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,095,203	11,095,203	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第一部)	単元株式数は100株 であります
計	11,095,203	11,095,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年8月5日	-	21,753	-	1,938	812	2,000
2014年11月21日	1,032	20,721	-	1,938	-	2,000
2015年3月23日	298	20,423	-	1,938	-	2,000
2015年10月1日	10,211	10,211	-	1,938	-	2,000
2016年7月1日	333	10,545	-	1,938	-	2,000
2017年9月4日	400	10,945	217	2,156	217	2,217
2017年9月27日	150	11,095	81	2,237	81	2,299

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減理由

年月日	増減理由
2014年8月5日	資本準備金からその他資本剰余金に振り替えによる減少
2014年11月21日	自己株式の消却による減少
2015年3月23日	自己株式の消却による減少
2015年10月1日	普通株式2株を1株とする株式併合による減少
2016年7月1日	当社を株式交換完全親会社とし、(株)エスライン九州および(株)エスライン羽島を株式交換完全子会社とする株式交換を行ったことに伴い、発行済株式総数が333千株、資本準備金が244百万円増加しましたが、本株式交換と同時に同額を資本準備金からその他資本剰余金へ振替を行っております。その結果、発行済株式総数が333千株増加して10,545千株となりましたが、資本準備金の増減はありません。
2017年9月4日	有償一般募集による増資 発行価格 1,150円 発行価額 1,088.02円 資本組入額 544.01円
2017年9月27日	有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による増資 発行価格 1,088.02円 資本組入額 544.01円 割当先 東海東京証券(株)

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	20	99	35	4	3,287	3,468	-
所有株式数(単元)	-	34,901	906	29,012	1,709	4	44,230	110,762	19,003
所有株式数の割合(%)	-	31.51	0.82	26.20	1.54	0.00	39.93	100.00	-

- (注) 1 自己株式346株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に46株含めて記載しております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数も同株式数であります。
- 2 「金融機関」には、株式給付信託(BBT)制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式631単元が含まれております。なお、当該株式については、連結財務諸表および財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社美美興産	岐阜県岐阜市正木1552-18	1,323	11.92
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3-98	500	4.51
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	500	4.50
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8-26	493	4.45
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	385	3.47
王子運送株式会社	東京都江東区越中島3-6-15	364	3.28
エスライン従業員持株会	岐阜県羽島郡岐南町平成4-68	364	3.28
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	363	3.27
株式会社市川工務店	岐阜県岐阜市鹿島町6-27	320	2.88
村瀬 博三	岐阜県岐阜市	306	2.76
計	-	4,923	44.37

- (注) 1 発行済株式から除外した自己株式には、株式給付信託(BBT)制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式63,100株は含まれておりません。
- 2 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,075,900	110,759	-
単元未満株式	普通株式 19,003	-	-
発行済株式総数	11,095,203	-	-
総株主の議決権	-	110,759	-

(注)1 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託(BBT)制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式が63,100株(議決権631個)含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成四丁目68番地	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

(注) 上記自己株式には、株式給付信託(BBT)制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する株式63,100株は含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

導入の背景および目的

当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社グループの業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

取締役等に取得させる予定の株式の総数

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）の合計は、30,000ポイント（うち当社の取締役分として10,000ポイント）を上限とします。

なお、2019年3月31日時点で、本制度に基づき、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式63,100株、76百万円を保有しております。

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した取締役等

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（百万円）
当事業年度における取得自己株式	58	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）	株式数（株）	処分価額の総額（百万円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	346	-	346	-

(注) 1 当期間における保有自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2 株式給付信託（BBT）制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する株式63,100株は含めておりません。

3【配当政策】

当社グループは、企業価値の向上と株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、事業の効率化および拡大に必要な内部留保の充実を勘案しつつ、安定的な配当の継続と、当社グループの経営成績や経営環境の変化に応じた適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、これまで剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、2019年5月10日開催の取締役会での決議により、中間配当と期末配当の年2回実施する方針に変更し、2020年3月期より中間配当を実施することいたしました。

当期の期末配当につきましては、当社グループを取り巻く事業環境は依然厳しい状況ではありますが、上記の基本方針に基づき、また、株主の皆様のご支援にお応えするために、前期に比べ3円増配し、1株当たり普通配当18円と決定いたしました。

内部留保資金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく財務体質の強化に努めたいと考えております。

なお、剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日の期末配当ならびに毎年9月30日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年6月27日 定時株主総会決議	199	18

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループにおきましては、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえたうえで、株主から経営を付託された者としての受託者責任や様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、次の「経営の基本理念」のもと、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みの整備と健全な企業家精神発揮の促進を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

<経営の基本理念>

- | | |
|-----------|--|
| 「和」 | 社は「和」のもと、労使一体の全員経営により輸送の使命を果たしてみんなの幸せを追究する。 |
| 「法の精神」 | 国内の法または関係法令およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指す。 |
| 「社会貢献」 | 地域に密着した企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する。 |
| 「環境と顧客優先」 | 環境に配慮した物流企画の提案と輸送品質の向上に努め、お客様に満足して頂ける物流を提供する。 |
| 「全員参加」 | 全社員が職務に応じて企業の運営を分担する全員経営により、対話と活力に満ちた企業風土をつくる。 |

企業統治の体制および当該体制を採用する理由

当社グループは、長期的な企業業績の維持向上を図るため、グループ競争力強化に向け、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題として認識し、その強化に取り組んでおります。

様々なガバナンスの仕組みを整備するとともに、監査・監督機能のさらなる強化を図るため、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会での承認を得て監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。この機関設計の変更により、経営の効率性、健全性および透明性の高い経営の実現を目指すとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めます。

体制として、取締役会、監査等委員会、グループトップ会議およびコンプライアンス推進委員会で構成しており、以下のとおり運用しております。

(a) 取締役会

取締役会は、毎月1回開催しており、経営方針・法令等で定められた重要な経営課題について、経営方針の決定を行っております。

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）は15名以内とし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。なお、任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、当社は、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は5名以内とし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款に定めております。なお、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、選任決議は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

なお、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。さらに、同法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除する旨の責任限定契約を締結できる旨定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待できる役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を「会社法」で定める範囲内で免除するためであります。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、毎月1回開催し、また監査等委員は取締役会を始めとした社内各種会議に参加し、監査体制の充実に図り、経営執行の監査および監督を行います。

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役2名を含む計3名の監査等委員により構成されております。

なお、当社は2015年6月26日開催の第76期定時株主総会で定款変更の承認を受け、監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、議決権を有する監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実に図り、より透明性の高い経営の実現を目指すことを目的としております。

(c) グループトップ会議

グループトップ会議は、グループ各社の事業執行状況報告を目的に3か月に1回開催し、各社の社長から報告を受け、今後の経営方針の指示を行っております。

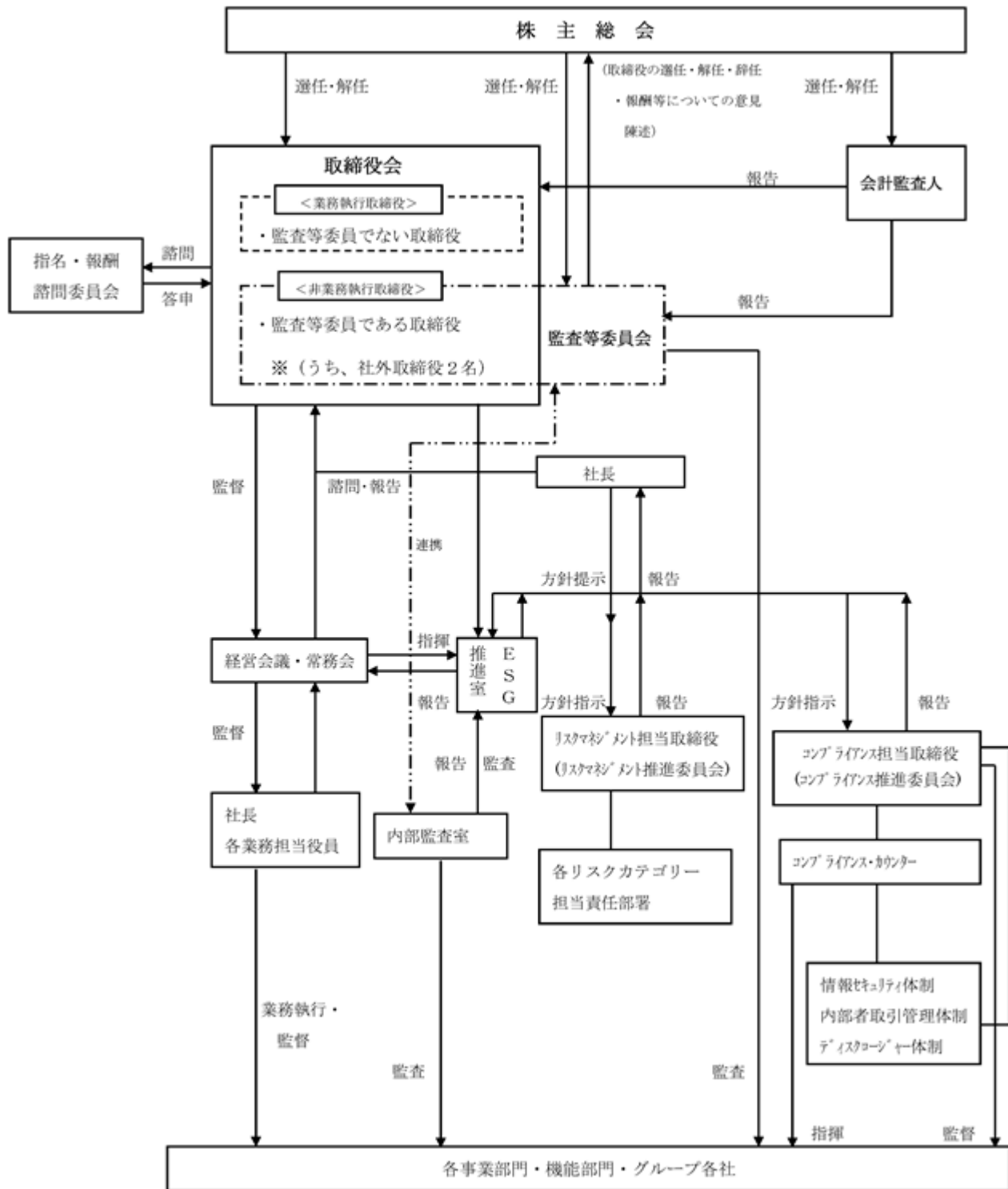
(d) コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は法令に準拠する為、各種会議において監視と具申を随時行っております。

機関ごとの構成員は次のとおり（ は議長または委員長）であります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	グループ トップ会議	コンプライアンス 推進委員会
代表取締役社長	山口 嘉彦				
取締役副社長	村瀬 博三				
取締役	桑原 等				
取締役	白木 武				
取締役	加藤 孝一				
取締役	青木 浩一				
取締役	堀江 繁幸				
取締役	笠井 大介				
取締役 (監査等委員)	村瀬 明治				
社外取締役 (監査等委員)	中村 源次郎				
社外取締役 (監査等委員)	岡本 実				
グループ経営 執行責任者 21名					
労働組合執行部 5名					

当社グループ全社の内部統制システムの模式図は以下のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

2015年6月26日開催の取締役会決議により、当社グループの内部統制システムについて、以下のとおり決定しております。

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は内部監査担当とする。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務の補助者は、専任とし、その具体的な内容については、監査等委員会の意見を聴取し、関係部門を担当する取締役の意見も十分に考慮して決定する。
また、この場合には、当該補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- (c) 当社または子会社の取締役および使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
エスライングループ各社の取締役および使用人等は、当社の監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他当社の監査等委員会が求める報告および情報提供を行わなければならないものとする。
- (d) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
エスライングループ各社は、在籍者が「国内の法令、定款、社内規程および企業倫理の遵守」（以下、「コンプライアンス」という。）に違反する行為を発見した場合の報告体制として、通報者のプライバシー・保護と不利益処遇禁止保護等通報者の権利保護については、万全に配慮するものとする。
- (e) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員の職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第399条の2第4項に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
- (f) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
エスライングループ各社の役員は、当社の監査等委員会の要請による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、業務の適正を確保する上で、必要な各種会議への当社の監査等委員の出席を確保する。なお、当社は、代表取締役社長および会計監査人それぞれと当社の監査等委員会との間における定期的意見交換会を設置する。また、エスライングループ各社の役員は、監査の実効性確保に係る当社の監査等委員会の意見を十分に尊重するものとする。
- (g) 当社または子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (イ) エスライングループ各社は、在籍者全員に対し、コンプライアンスを徹底し、オ・ブンでフェアな企業活動を通じて社会から信頼される会社を目指すことを基本方針とする。
この基本方針に基づき、エスライングループ各社は、コンプライアンス推進規程およびコンプライアンス実践の基準を定める「社員行動基準」を制定する。
- (ロ) 万一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会を開催し、当該事態の対応と処分および再発の防止を審議する。
- (ハ) エスライングループ各社は、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規程を遵守するとともに、インサイダ・取引規制に関し厳重に管理する。
当社は、エスライングループ各社に関する経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施する。
- (ニ) エスライングループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (h) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (イ) 取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）での決議状況および各取締役の業務執行の決裁状況ならびにその監督等に係る情報・文書等は、取締役会規程、役員会規程および稟議規程ならびに文書管理に関する社内規程に従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）する。なお、取締役は、これらの情報・文書等を常時閲覧できるものとする。
- (ロ) 内部統制担当取締役は、必要に応じて職務執行情報の保存および管理の運用状況に関する検証と各規程等の見直しを行い、取締役会への報告を行う。

- (ハ) コンプライアンスに関する事態が発生した場合において、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は、取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会および当社）への報告事項とする。
- (i) 当社または子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- エスライングループ各社は、経営を取巻く各種リスクを分析し、事業の円滑な運営に重大な影響を及ぼす損失に適確に対処し、株主、顧客および社員の安全と損失の低減および再発の防止を図り、事業継続を可能にすることを目的とした「リスクマネジメント基本方針」ならびに「リスク管理諸規程」を制定する。これに基づき、エスライングループ各社は、リスクカテゴリ・毎の責任部署等を定め、リスクマネジメント推進活動を積極的に展開する。
- 当社の「総務・法務・広報業務」担当取締役は、内部監査等により「法令および定款」違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為等が発見された場合には、当該危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに内部統制担当取締役に通報される体制を構築する。
- また、大規模な事故、災害等が発生した場合は、直ちに対策本部を設置し、状況の把握、初期対応の実施および再発の防止を行う。
- (j) 当社または子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 経営計画のマネジメントについては、エスライングループ各社の年度計画に基づき、業績目標および予算を提示し、それぞれの事業会社または事業セグメント等の業務執行を委託された取締役および経営執行責任者が、決定された目標達成のための活動を行う。
- また、内部統制担当取締役は、設定した目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じて定期的に検証を行う。
- (ロ) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程で定める取締役会（当社を除くエスライングループ各社は、役員会）への付議事項に関し、当該事項を漏れなく付議することを遵守し、議題の審議に関する十分な資料が事前に役員に配付される体制を構築する。
- (ハ) 日常の職務執行に際しては、職務分掌等に基づき権限の委譲が適正に行われ、稟議規程に定める決裁基準等に基づき決裁権限のある責任者が適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
- (k) (a)から(j)に掲げるほか、当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、エスライングループの内部統制を担当する「統括管理部署」を設置し、エスライングループ各社への指導・支援を実施する。
- (ロ) 統括管理部署は、エスライングループ各社の管理規程の作成を指導し、エスライングループ各社における取締役の重要な業務執行に関する事前報告体制および意思決定体制を構築する。
- (ハ) 当社は、内部統制担当取締役がエスライングループの内部監査を担当する部署との十分な情報交換を行い、エスライングループ各社間における不適切な取引または会計処理を防止するための「内部監査体制」を構築する。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるよう定めたものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段に定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策および配当政策を遂行できるよう定めたものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	山 口 嘉 彦	1956年12月 5 日生	1981年 4 月 当社入社 1988年 2 月 当社労務課長 1988年11月 当社取締役労務課長 1989年 3 月 (株)エスライン各務原常務取締役 1994年 2 月 当社常務取締役東京本部長 1998年 6 月 当社専務取締役営業本部長 2004年 7 月 当社専務取締役営業本部長兼グループ 担当 2005年 6 月 当社取締役社長 (代表取締役) 就任 (現) 2006年10月 (株)エスラインギフ取締役社長就任 (現)	(注) 3	67 (注) 5
取締役副社長 管理部門統括	村 瀬 博 三	1945年 3 月29日生	1970年 3 月 当社入社 1984年 3 月 当社電算部次長 1984年11月 当社取締役電算部次長 1990年 6 月 当社常務取締役人事・経営企画担当 1998年 6 月 当社専務取締役総務部門担当 2006年10月 当社専務取締役 (経営企画、人事、財 務、I R、C S R 担当) 2009年 6 月 当社取締役副社長 (管理部門統括兼財 務・経理業務担当) 2017年 6 月 当社取締役副社長 (管理部門統括) 就 任 (現)	(注) 3	306
取締役 輸送関連業務担当	桑 原 等	1944年12月 8 日生	1963年 3 月 当社入社 1996年 2 月 当社西日本事業部長 1996年 6 月 当社取締役西日本事業部長 2002年 3 月 当社常務取締役営業・品質保証担当 2004年 3 月 当社常務取締役営業担当 2006年10月 当社取締役 (特種担当) 2009年 6 月 当社取締役 (輸送業務担当) 2012年 2 月 当社取締役 (輸送関連業務担当) 就任 (現) 2012年 2 月 (株)エスラインヒダ取締役社長就任 (現)	(注) 3	5
取締役 経営企画・財務・I R・ 統制業務担当	白 木 武	1952年 9 月12日生	1975年 4 月 当社入社 1997年 2 月 当社電算センター部長 1998年 6 月 当社取締役電算センター部長 2006年10月 当社取締役 (情報担当) 2009年 6 月 当社取締役 (経営企画・統制業務担 当) 2017年 6 月 当社取締役 (経営企画・財務・I R・ 統制業務担当) 就任 (現)	(注) 3	38
取締役 輸送関連業務担当	加 藤 孝 一	1949年 7 月23日生	1968年 4 月 当社入社 1987年 8 月 (株)宅配百十番一宮 (現(株)スリーエス物 流) 出向 2004年 2 月 (株)スリーエス物流取締役社長就任 (現) 2005年 6 月 当社取締役 2009年 6 月 当社取締役 (輸送関連業務担当) 就任 (現)	(注) 3	7

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 総務・法務・広報 業務担当	青木 浩一	1956年12月11日生	1980年4月 当社入社 2005年3月 当社総務部部长 2006年6月 当社取締役総務部部长 2006年10月 当社取締役(総務、法務、広報担当) 2009年6月 当社取締役(総務・法務・広報業務担当) 就任(現)	(注)3	5
取締役 輸送業務担当	堀江 繁幸	1959年12月14日生	1985年5月 当社入社 2006年3月 当社岐阜ブロック長兼岐阜支店長 2006年6月 当社取締役岐阜ブロック長兼岐阜支店長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2009年6月 当社取締役(輸送業務担当) 就任(現)	(注)3	183
取締役 輸送業務担当	笠井 大介	1971年5月11日生	1994年3月 当社入社 2009年3月 (株)スワローロジックス取締役社長 2012年6月 当社取締役(輸送関連業務担当) 2012年6月 (株)エスラインミノ取締役社長 2013年3月 (株)エスライン各務原取締役社長 2015年6月 当社取締役(輸送業務担当) 就任(現)	(注)3	128
取締役 (監査等委員) (常勤)	村瀬 明治	1951年2月10日生	1973年3月 当社入社 2005年3月 当社東京本部部长兼東京ブロック長 2006年6月 当社取締役東京本部部长兼東京ブロック長 2006年10月 会社分割により当社取締役辞任 2008年2月 (株)スワロー物流東京取締役社長 2012年6月 当社取締役(輸送業務担当) 就任 2019年6月 当社取締役(監査等委員)(常勤) 就任(現)	(注)4	11
取締役 (監査等委員)	中村 源次郎	1951年7月10日生	1976年6月 日本養蜂(株)代表取締役社長(現) 1979年5月 ハネックス(株)代表取締役社長(現) 1998年7月 (株)秋田屋本店代表取締役社長(現) 2005年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	岡本 実	1948年3月24日生	1975年4月 (株)岡本工機取締役 2004年9月 (株)アクト・デザインズ代表取締役社長 2012年6月 当社監査役 2013年2月 (株)アクト・デザインズ代表取締役会長(現) 2015年6月 当社取締役(監査等委員) 就任(現)	(注)4	-
計					753

- (注) 1 中村 源次郎および岡本 実は、社外取締役であります。
2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
議長 村瀬 明治、委員 中村 源次郎、委員 岡本 実
3 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 取締役社長山口嘉彦の所有株式数は、有限会社美美興産(同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社)が所有する株式数1,323千株を含めておりません。
6 取締役(監査等委員)中村 源次郎は、2018年9月に中村 正から中村 源次郎に改名しております。

社外役員の状況

社外取締役は2名であり、いずれも監査等委員であります。

社外取締役の選任にあたっては、社外取締役となる者の独立性判断基準を策定しております。

具体的には、下記に該当しない者であります。

- (a) 当社またはその子会社の業務執行者
(b) 当社の親会社の業務執行者または非業務執行取締役

- (c) 当社の兄弟会社の業務執行者
- (d) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (e) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- (f) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (g) 当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- (h) 当社の取引先（(d)、(e)および(f)のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- (i) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- (j) 当社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

社外取締役である中村源次郎氏は、これまで培ってきた企業経営に関する経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的に意見を述べるなど、社外取締役としての職責を果たしており、今後も公正かつ適切に社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断したため選任しており、当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は㈱秋田屋本店、日本養蜂㈱、ハネックス㈱の代表取締役社長であります。当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役である岡本実氏は、これまで培ってきた企業経営に関する経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的に意見を述べるなど、社外取締役としての職責を果たしており、今後も公正かつ適切に社外取締役としての職務を遂行していただけるものと判断したため選任しており、当社との間に特別の利害関係はありません。なお、同氏は㈱アクト・デザインズの代表取締役会長であります。当社との間に特別の利害関係はありません。また、同氏は過去において㈱岡本工機の取締役でありましたが、当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役2名は東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員に指定しております。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員監査および会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は監査等委員として取締役会および監査等委員会に出席し、中立的、客観的な立場で報告事項や決議事項について審議に加わると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べることで、経営の監視機能がはたされます。

また、内部監査担当3名がグループ会社の監査を定期的に行っており、月1回開催される監査等委員会にて、社外取締役である監査等委員に対し、状況報告および協議内容について説明を行うこととしております。

さらに、会計監査人と情報交換、意見交換等を行い、監督および監査の実効性向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、毎月1回開催し、また監査等委員は取締役会を始めとした社内各種会議に参加し、監査体制の充実を図り、経営執行の監査および監督を行います。

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役2名を含む計3名の監査等委員により構成されております。

内部監査の状況

当社は内部監査担当3名がグループ会社の監査を定期的に行っており、社外取締役でない監査等委員は都度その報告を受け、また、月1回開催される監査等委員会にて、社外取締役である監査等委員に対し、状況報告および協議内容について説明を行うこととしております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(b) 業務を執行した公認会計士

楠元 宏

大谷 浩二

(c) 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他7名であります。

(d) 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定において、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に掲げられた評価基準項目および関連する確認・留意すべき事項に関して、監査品質に問題がないこと、ガバナンス体制が確立されていること、また当社と同業種における監査経験が豊富であることなどにより、総合的に判断して選定するようにしており、現会計監査人は、これらの条件を満たしております。

(e) 監査等委員会による監査法人の評価

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、その結果、会計監査人の業務遂行に問題は無いと評価いたしました。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	1	36	-
連結子会社	-	-	-	-
計	36	1	36	-

前連結会計年度の提出会社の非監査業務の内容は「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務（株券等の発行に係るコンフォートレター作成業務）であります。

(b) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(c) 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針を定めておりません。

(d) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は株主総会において限度額として決議いただいた範囲内で、役職、就任年数を考慮し算定することとしております。

また、決定方法は、定時株主総会後の取締役会決議および監査等委員の協議によって決定しております。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額1億円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。

監査等委員の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第76期定時株主総会において、年額2,000万円以内（賞与を含む。）と決議いただいております。

また、報酬限度額とは別枠で、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において決議いただき、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託（BBT））を導入しております。

(a) 業績連動型株式報酬の算定方法

(イ) ポイントの付与

1. 当社および 1 に定める当社の一部の子会社（以下「対象子会社」といいます。）は、当社の第78期定時株主総会および対象子会社における株主総会の決議で定める範囲内において、毎年7月1日（次項の場合の退任日とあわせて、以下「ポイント付与日」といいます。）現在における受給予定者に対して、前年7月から当年6月までの期間（以下「役務対象期間」といいます。）における役務の対価として同日にポイントを付与いたします。ただし、ポイント付与日の前事業年度（以下「評価対象期間」といいます。）の末日において取締役等として在任していた者に限ります。
2. 前項のほか、評価対象期間の末日に在任していた取締役等が7月1日を待たず退任するときは、当該退任日にポイントを付与します。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社が必要と判断した場合は、当社が必要と判断した日にポイントを付与することがあります。

1 対象子会社

株式会社エスラインギフ
株式会社エスラインヒダ
株式会社スリーエス物流

(ロ) ポイントの数

1. 前項のポイントの付与は、次の算式により算出されるポイントとします。

(算式)

$$\text{役務対象期間の開始日における役位に応じた役位ポイント(2)} \times \text{評価対象期間における業績に応じた業績連動支給率(3)}$$

(1 ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

2 役位ポイント

- () 当社または 1 に定める対象子会社の兼務しない取締役等

役位	ポイント
取締役会長	2,060
取締役社長	2,000
取締役副社長	1,700
専務取締役	1,520
常務取締役	1,220
取締役相談役	1,100
取締役常任顧問	1,100
取締役	960

- () 当社または 1 に定める対象子会社を兼務する取締役等

役位ポイント数は、常勤先の就任役位および非常勤先の就任役位に応じ下表に定めるそれぞれのポイント数の合計とします。ただし、株式会社エスラインヒダおよび株式会社スリーエス物流の取締役社長は、取締役と読み替えて適用するものとします。また、株式会社エスラインおよび株式会社エスラインギフを兼務する取締役で、常勤先と非常勤先の就任役位が異なる場合、非常勤先のポイント数は、就任役位に応じ下表に定めるポイント数とします。また、常勤先のポイント数は、株式会社エスラインおよび株式会社エスラインギフ何れかの上位役位に相当するポイント数を()表から算出し、前述した非常勤先ポイント数を減算したポイント数を常勤先のポイント数とします。

役位	ポイント	
	常勤	非常勤
取締役会長	1,590	470
取締役社長	1,530	470
取締役副社長	1,320	380
専務取締役	1,210	310
常務取締役	990	230
取締役相談役	890	210
取締役常任顧問	890	210
取締役	800	160

3 業績連動支給率

中期経営計画における単年度の連結営業収益、 連結経常利益、連結ROE 3項目毎の目標達成率	係数
120%以上	1.3
110%以上120%未満	1.1
100%以上110%未満	1.0
90%以上100%未満	0.8
90%未満	0.0

業績連動支給率

= 評価対象期間における中期経営計画で決定した単年度の連結営業収益の目標達成率に対する係数 × 40%
+ 評価対象期間における中期経営計画で決定した単年度の連結経常利益の目標達成率に対する係数 × 40%
+ 評価対象期間における中期経営計画で決定した単年度の連結ROEの目標達成率に対する係数 × 20%

2. 前項の規定にかかわらず、次の()～()に掲げるポイントは、下記のとおりであります。

() 新たに選任された取締役等には、就任後最初に到来するポイント付与日にはポイントを付与しません。

() 取締役等退任時に付与するポイント
次の算式により算出されるポイント

(算式)

前項の規定により算出されるポイント

× 役務対象期間のうち取締役等として在任していた期間の月数 ÷ 12か月

(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

ただし、月の途中で退任する場合は、退任日を含む月を役務対象期間に含むものとします。

() 役務対象期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント
次のAの算式により算出されるポイントおよびBの算式により算出されるポイントの合計ポイント

A. 変更前の役位である期間に応じたポイント

変更前の役位に応じた役位ポイント(2)

× 評価対象期間における業績に応じた業績連動支給率(3)

× (役務対象期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数 ÷ 12か月)

(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

B. 変更後の役位である期間に応じたポイント

変更後の役位に応じた役位ポイント(2)

× 評価対象期間における業績に応じた業績連動支給率(3)

× (役務対象期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数 ÷ 12か月)

(1ポイント未満の端数がある場合は切り捨てとします。)

(八) 給付する株式数および金銭額

給付を受ける権利を取得した受給予定者への給付は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるものとする。

1. 任期満了により取締役等を退任する場合

次の()に定める株式および()に定める金銭を給付する。

() 株式

次の算式により「1ポイント=1株」として算出される株式数

(算式)

株式数 = {保有ポイント数 - 単元株に相当するポイント数未満の端数(以下「単元未満ポイント数」といいます。)}(以下「給付株式数」といいます。) × 80% (株式数の算出にあたり単元株未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てます。)

() 金銭

次の算式により算出される金銭額

(算式)

金銭額 = {給付株式数 × 20% (単元株未満の端数は単元株に切り上げます。) + 単元未満ポイント数} × 退任日時点における当社株式の時価

2. 辞任により取締役等を退任する場合

評価対象期間の末日を待たず取締役等を退任する場合は、退任する日の属する役務対象期間に応じたポイントは付与しないものとし、既に保有しているポイント数を給付します。

(算式)

株式数 = 保有ポイント数

(二) 遺族給付の額

遺族給付の額は、次の算式により算出される金額とします。

(算式)

遺族給付の額 = 保有ポイント数 × 死亡日時点における当社株式の時価

(ホ) 株式の時価

当社株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所(東京証券取引所)における終値または気配値とし、当該日に終値または気配値が公表されない場合にあっては、終値または気配値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(ヘ) 業績連動数値目標

第80期(2019年3月期)の数値目標は以下のとおりであります。

項目	目標値
連結営業収益(百万円)	50,000
連結経常利益(百万円)	1,800
連結ROE	6.5%

(ト) 付与するポイント数の上限

各評価対象期間に付与するポイント数の上限は30,000ポイントとします。内訳は以下のとおりであります。

会社名	ポイント数
株式会社エスライン	10,000
株式会社エスラインギフ	17,800
株式会社エスラインヒダ	1,100
株式会社スリーエス物流	1,100

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	50	42	4	3	9
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	12	10	1	-	1
社外役員	3	3	0	-	2

(a) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(b) 賞与には、当事業年度に役員賞与引当金繰入額として費用処理した金額を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

(株)エスラインにおける株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社（最大保有会社）である当社について、以下のとおりであります。

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式の保有の可否につきましては、当該保有先との事業上の円滑かつ良好な取引関係の維持・強化、経営戦略上の重要な事業提携等の保有目的などを総合的に勘案した結果、その保有の意義が認められるものを除き、原則保有しないことを基本方針としております。

また、保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点からその保有の意義の検証を行っております。検証の結果、保有意義がないと判断したものについては、売却・処分いたします。

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容を十分に精査したうえで、適切に議決権を行使いたします。

(ロ) 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	15	922

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	1	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	2	8

(八) 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
イオン(株)	165,898	165,369	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	384	314		
(株)大垣共立銀行	90,444	90,444	銀行取引を円滑にするため保有	有
	208	242		
(株)十六銀行	31,392	31,392	銀行取引を円滑にするため保有	有
	70	88		
日本トランスシティ (株)	123,480	123,480	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	54	58		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グ ループ	97,890	97,890	銀行取引を円滑にするため保有	無
	53	68		
(株)ダイショー	41,760	41,760	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	50	54		
(株)文溪堂	30,100	30,100	営業取引の維持拡大を図るため保有	有
	40	30		
(株)三井住友 フィナンシャル・グ ループ	3,658	3,658	銀行取引を円滑にするため保有	無
	14	16		
(株)みずほフィナン シャルグループ	67,314	67,314	銀行取引を円滑にするため保有	無
	11	12		
セイノーホールディ ングス(株)	6,037	6,037	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	8	11		
(株)ハピネット	5,200	5,200	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	7	7		
(株)トーカイ	2,662	2,662	営業取引の維持拡大を図るため保有	有
	7	5		
(株)タキヒヨー	2,592	2,592	営業取引の維持拡大を図るため保有	有
	4	6		
日本トムソン(株)	5,400	5,400	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	2	4		
大王製紙(株)	2,000	2,000	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	2	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三菱UFJリース(株)	-	12,000	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	-	7		
(株)光製作所	-	286	営業取引の維持拡大を図るため保有	無
	-	1		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有にあたりましては、毎年取締役会において、個別銘柄毎に保有目的の適切性や中長期的な経済合理性や将来の見通し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点からその保有の意義の検証を行っております。

(b) 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	15	32	15	32
非上場株式以外の株式	2	157	2	103

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	1	-	(注)
非上場株式以外の株式	1	-	141

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容および変更等について適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,423	4,740
受取手形	1,380	1,440
営業未収入金	5,662	5,590
貯蔵品	75	92
その他	479	600
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	11,021	11,464
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,657	5,581
機械装置及び運搬具(純額)	2,171	2,162
土地	5,10,706	5,10,813
リース資産(純額)	170	129
建設仮勘定	619	822
その他(純額)	130	175
有形固定資産合計	3,20,374	3,22,685
無形固定資産		
その他	96	97
無形固定資産合計	96	97
投資その他の資産		
投資有価証券	4,1,352	4,1,354
退職給付に係る資産	31	52
繰延税金資産	141	158
その他	859	873
貸倒引当金	9	8
投資その他の資産合計	2,375	2,430
固定資産合計	22,847	25,214
資産合計	33,868	36,678

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,601	1,619
営業未払金	4,583	4,636
短期借入金	5,460	5,330
1年内返済予定の長期借入金	5,507	5,105
リース債務	44	43
未払法人税等	355	340
賞与引当金	461	477
役員賞与引当金	37	46
設備関係支払手形	3	4
その他	891	858
流動負債合計	7,945	8,409
固定負債		
長期借入金	5,834	5,204
リース債務	135	91
繰延税金負債	1,367	1,352
役員退職慰労引当金	104	108
役員株式給付引当金	12	24
退職給付に係る負債	2,885	2,797
資産除去債務	265	498
その他	212	246
固定負債合計	5,817	7,160
負債合計	13,763	15,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,237	2,237
資本剰余金	2,946	2,946
利益剰余金	14,965	15,746
自己株式	77	77
株主資本合計	20,072	20,853
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	186	378
退職給付に係る調整累計額	153	123
その他の包括利益累計額合計	32	254
純資産合計	20,105	21,108
負債純資産合計	33,868	36,678

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	46,858	49,136
営業原価	1 43,751	1 45,696
営業総利益	3,107	3,439
販売費及び一般管理費	1, 2 1,652	1, 2 1,752
営業利益	1,455	1,687
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	25	26
仕入割引	8	16
受取手数料	10	10
受取賃貸料	27	26
助成金収入	22	13
持分法による投資利益	3	-
その他	6	6
営業外収益合計	105	101
営業外費用		
支払利息	7	8
売上割引	3	3
株式交付費	8	-
債権売却損	15	16
持分法による投資損失	-	3
その他	0	0
営業外費用合計	35	33
経常利益	1,525	1,756
特別利益		
固定資産売却益	3 33	3 32
投資有価証券売却益	17	7
その他	0	0
特別利益合計	51	40
特別損失		
固定資産除売却損	4 15	4 61
減損損失	5 16	-
賃貸借契約解約損	8	-
投資有価証券売却損	0	-
投資有価証券評価損	-	239
特別損失合計	40	301
税金等調整前当期純利益	1,536	1,496
法人税、住民税及び事業税	612	645
法人税等調整額	62	118
法人税等合計	550	526
当期純利益	986	969
親会社株主に帰属する当期純利益	986	969

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	986	969
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	192
退職給付に係る調整額	100	30
その他の包括利益合計	102	222
包括利益	1,088	1,191
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,088	1,191

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,938	2,647	14,136	0	18,722
当期変動額					
新株の発行	299	299			598
剰余金の配当			158		158
親会社株主に帰属する 当期純利益			986		986
自己株式の取得				77	77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	299	299	828	77	1,349
当期末残高	2,237	2,946	14,965	77	20,072

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	184	254	69	18,653
当期変動額				
新株の発行				598
剰余金の配当				158
親会社株主に帰属する 当期純利益				986
自己株式の取得				77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1	100	102	102
当期変動額合計	1	100	102	1,452
当期末残高	186	153	32	20,105

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,237	2,946	14,965	77	20,072
当期変動額					
剰余金の配当			188		188
親会社株主に帰属する 当期純利益			969		969
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	780	0	780
当期末残高	2,237	2,946	15,746	77	20,853

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	186	153	32	20,105
当期変動額				
剰余金の配当				188
親会社株主に帰属する 当期純利益				969
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	192	30	222	222
当期変動額合計	192	30	222	1,002
当期末残高	378	123	254	21,108

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,536	1,496
減価償却費	1,638	1,671
減損損失	16	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	14	1
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	31	54
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	4
賞与引当金の増減額(は減少)	37	16
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	8
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	12	12
受取利息及び受取配当金	26	26
支払利息	7	8
持分法による投資損益(は益)	3	3
投資有価証券売却損益(は益)	17	7
投資有価証券評価損益(は益)	-	239
有形固定資産売却損益(は益)	28	32
有形固定資産除却損	9	61
営業債権の増減額(は増加)	565	11
たな卸資産の増減額(は増加)	39	17
営業債務の増減額(は減少)	398	70
その他	256	196
小計	3,256	3,268
利息及び配当金の受取額	28	29
利息の支払額	6	9
法人税等の還付額	60	81
法人税等の支払額	564	769
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,773	2,600
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	164	114
定期預金の払戻による収入	116	217
投資有価証券の取得による支出	6	3
投資有価証券の売却による収入	41	36
有形固定資産の取得による支出	1,393	3,732
有形固定資産の売却による収入	35	52
無形固定資産の取得による支出	11	19
その他	4	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,377	3,566
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	50	130
長期借入れによる収入	-	2,900
長期借入金の返済による支出	710	1,148
リース債務の返済による支出	44	44
株式の発行による収入	589	-
配当金の支払額	158	188
その他	77	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	350	1,388
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,046	422
現金及び現金同等物の期首残高	2,963	4,009
現金及び現金同等物の期末残高	4,009	4,432

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

(連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しております。)

(2) 非連結子会社名

(株)エストピア、(株)宅配百十番商事

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

非連結子会社 1社 (株)エストピア

(2) 持分法を適用した関連会社数

関連会社 1社 T S トランスポート(株)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社名

非連結子会社 1社 (株)宅配百十番商事

適用外の会社は親会社株主に帰属する当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

たな卸資産

主に、移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、事業用定期借地権が設定されている借地上の建物については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

また、一部の賃貸固定資産については、当該契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式給付規程に定める取締役への当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用

(株)エスラインギフを除く連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金・要求払預金および3か月以内の定期預金からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありまして。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が239百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が54百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が185百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が185百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

(1) 取引の概要

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。)に対し、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において承認されました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末および当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は76百万円、株式数は63,100株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形	61百万円	86百万円
支払手形	29百万円	32百万円

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	6百万円	7百万円

3 有形固定資産に対する減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
有形固定資産に対する減価償却累計額	21,690百万円	22,626百万円

4 非連結子会社および関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	193百万円	187百万円

5 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
建物(帳簿価額)	633百万円	583百万円
土地(帳簿価額)	2,907百万円	2,820百万円
計	3,540百万円	3,403百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
短期借入金	120百万円	120百万円
1年内返済予定の長期借入金	465百万円	197百万円
長期借入金	834百万円	536百万円
計	1,419百万円	854百万円

(連結損益計算書関係)

1 引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
賞与引当金繰入額	461百万円	477百万円
役員賞与引当金繰入額	37百万円	46百万円
役員退職慰労引当金繰入額	4百万円	4百万円
役員株式給付引当金繰入額	12百万円	12百万円

2 販売費及び一般管理費の主要な費目

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
人件費	1,142百万円	1,149百万円
(賞与引当金繰入額)	(31百万円)	(31百万円)
(役員賞与引当金繰入額)	(37百万円)	(46百万円)
(退職給付費用)	(21百万円)	(16百万円)
減価償却費	29百万円	30百万円
施設使用料	189百万円	243百万円

3 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
機械装置及び運搬具	33百万円	32百万円
土地	-百万円	0百万円
売却益計	33百万円	32百万円

4 固定資産除売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
除却		
建物及び構築物	7百万円	52百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	8百万円
その他(工具器具備品)	0百万円	0百万円
除却損計	9百万円	61百万円
売却		
機械装置及び運搬具	5百万円	0百万円
売却損計	5百万円	0百万円

5 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	種類	地域
運送事業施設	建物及び構築物	大阪府、岐阜県
	機械装置及び運搬具	大阪府、岐阜県
	その他(工具器具備品)	大阪府、岐阜県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

移転方針の決定により、減損損失を計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	15百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
その他(工具器具備品)	0百万円
計	16百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループでは、管理会計上の事業毎または物件・施設毎に資産のグルーピングを行っております。

具体的には、物流関連事業は、ネットワークとして一体となり機能していると判断できる路線網別または営業所別、不動産関連事業は、賃貸資産別、その他事業は、事業別(バス事業、売電事業)にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額等を使用しております。算定方法は、車両運搬具については売却可能価額により算定、その他の固定資産については評価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	21百万円	42百万円
組替調整額	17百万円	231百万円
税効果調整前	3百万円	274百万円
税効果額	1百万円	82百万円
その他有価証券評価差額金	1百万円	192百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	58百万円	7百万円
組替調整額	71百万円	42百万円
税効果調整前	130百万円	34百万円
税効果額	29百万円	4百万円
退職給付に係る調整額	100百万円	30百万円
その他の包括利益合計	102百万円	222百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,545,203	550,000	-	11,095,203

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

有償一般募集による増加	400,000株
有償第三者割当による増加	150,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	139	63,249	-	63,388

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	149株
株式給付信託(BBT)の当社株式の取得による増加	63,100株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	158	15	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	188	17	2018年3月31日	2018年6月29日

(注) 1 2018年6月28日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当2円を含んでおります。

2 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する、当社株式に対する配当金1百万円が含まれておりません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	11,095,203	-	-	11,095,203

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	63,388	58	-	63,446

（注）1 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の自己株式数には、株式給付信託（B B T）が保有する当社株式63,100株が含まれております。

2 自己株式の増加は単元未満株式の買取による増加であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	188	17	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	199	18	2019年3月31日	2019年6月28日

（注）配当金の総額には、株式給付信託（B B T）が保有する、当社株式に対する配当金1百万円が含まれておりま
す。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	当連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
現金及び預金	4,423百万円	4,740百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	413百万円	308百万円
現金及び現金同等物	4,009百万円	4,432百万円

(リース取引関係)

1 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(貸主側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

前連結会計年度(2018年3月31日)

	建物	合計
取得価額	629百万円	629百万円
減価償却累計額	461百万円	461百万円
期末残高	168百万円	168百万円

当連結会計年度(2019年3月31日)

	建物	合計
取得価額	629百万円	629百万円
減価償却累計額	488百万円	488百万円
期末残高	141百万円	141百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	33百万円	34百万円
1年超	237百万円	203百万円
合計	271百万円	237百万円

(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
受取リース料	32百万円	33百万円
減価償却費	27百万円	26百万円
受取利息相当額	6百万円	6百万円

(4) 利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

2 ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、物流関連事業における荷役設備であります。

無形固定資産

物流関連事業におけるソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

3 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	-百万円	62百万円
1年超	-百万円	1,109百万円
合計	-百万円	1,171百万円

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	12百万円	34百万円
1年超	64百万円	791百万円
合計	76百万円	826百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については国債、投資有価証券および短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形および営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。償還日は決算日後、最長で4年後であります。長期借入金については金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利と変動金利を勘案しリスク軽減を図っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券は、資金運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を弾力的に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2をご参照ください）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,423	4,423	-
(2) 受取手形	380	380	-
(3) 営業未収入金	5,662	5,662	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	1,095	1,095	-
資産計	11,562	11,562	-
(1) 支払手形	601	601	-
(2) 営業未払金	4,583	4,583	-
(3) 短期借入金	460	460	-
(4) 長期借入金	1,341	1,339	1
負債計	6,986	6,984	1

当連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,740	4,740	-
(2) 受取手形	440	440	-
(3) 営業未収入金	5,590	5,590	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	1,133	1,133	-
資産計	11,906	11,906	-
(1) 支払手形	619	619	-
(2) 営業未払金	4,636	4,636	-
(3) 短期借入金	330	330	-
(4) 長期借入金	3,092	3,091	1
負債計	8,678	8,677	1

（注）1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式および債券は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 支払手形、(2) 営業未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	227	220
合同運用指定金銭信託	30	-

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,423	-	-	-
受取手形	380	-	-	-
営業未収入金	5,662	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの (合同運用指定金銭信託)	-	-	30	-
合計	10,466	-	30	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,740	-	-	-
受取手形	440	-	-	-
営業未収入金	5,590	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	-	-
合計	10,772	-	-	-

(注) 4 借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	460	-	-	-	-	-
長期借入金	507	197	36	600	-	-
合計	967	197	36	600	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	330	-	-	-	-	-
長期借入金	1,052	891	1,026	109	11	-
合計	1,382	891	1,026	109	11	-

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	764	319	445
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	764	319	445
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	331	517	186
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	331	517	186
合計	1,095	837	258

当連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	852	319	533
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	852	319	533
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	281	281	0
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	281	281	0
合計	1,133	600	533

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	31	17	0
合計	31	17	0

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	8	7	-
合計	8	7	-

3 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について239百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

連結子会社は、確定給付による退職給付制度を採用しており、規約型確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度)では、勤務期間等に基づいた一時金または年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度)では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しております。

なお、連結子会社のうち、(株)エスラインギフを除く会社が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,902百万円	3,842百万円
勤務費用	189百万円	183百万円
利息費用	12百万円	7百万円
数理計算上の差異の発生額	38百万円	1百万円
退職給付の支払額	223百万円	275百万円
退職給付債務の期末残高	3,842百万円	3,756百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	967百万円	996百万円
期待運用収益	19百万円	19百万円
数理計算上の差異の発生額	20百万円	8百万円
事業主からの拠出額	70百万円	71百万円
退職給付の支払額	80百万円	72百万円
年金資産の期末残高	996百万円	1,006百万円

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	49百万円	40百万円
退職給付に係る資産の期首残高	24百万円	31百万円
退職給付費用	60百万円	69百万円
退職給付の支払額	28百万円	36百万円
制度への拠出額	47百万円	47百万円
退職給付に係る負債の期末残高	40百万円	47百万円
退職給付に係る資産の期末残高	31百万円	52百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,496百万円	1,487百万円
年金資産	1,433百万円	1,457百万円
	62百万円	29百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,791百万円	2,715百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,854百万円	2,744百万円
退職給付に係る負債	2,885百万円	2,797百万円
退職給付に係る資産	31百万円	52百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,854百万円	2,744百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	189百万円	183百万円
利息費用	12百万円	7百万円
期待運用収益	19百万円	19百万円
数理計算上の差異の費用処理額	71百万円	42百万円
簡便法で計算した退職給付費用	60百万円	69百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	314百万円	283百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	130百万円	34百万円
合計	130百万円	34百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	199百万円	165百万円
合計	199百万円	165百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	52%	52%
株式	25%	25%
一般勘定	15%	15%
その他	8%	8%
合 計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.12% ~ 0.92%	0.21% ~ 0.61%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	1.36% ~ 1.99%	1.46% ~ 2.01%

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	3百万円	2百万円
賞与引当金	155百万円	161百万円
退職給付に係る負債	971百万円	944百万円
役員退職慰労引当金	33百万円	34百万円
営業未払金	54百万円	59百万円
未払事業税	31百万円	29百万円
未実現利益	99百万円	99百万円
税務上の繰越欠損金	23百万円	30百万円
減価償却超過額	278百万円	285百万円
資産除去債務	89百万円	168百万円
その他	45百万円	120百万円
繰延税金資産小計	1,786百万円	1,937百万円
評価性引当額	1,060百万円	1,028百万円
繰延税金資産合計	726百万円	908百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮額	1,833百万円	1,818百万円
資産除去債務に対応する除去費用	36百万円	110百万円
其他有価証券評価差額金	72百万円	154百万円
その他	9百万円	19百万円
繰延税金負債合計	1,952百万円	2,102百万円
繰延税金負債の純額	1,226百万円	1,193百万円

(注) 前連結会計年度において、「繰延税金資産」の「その他」に含まれておりました「減価償却超過額」、「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の「繰延税金資産」の「その他」に表示していた412百万円は、「減価償却超過額」278百万円、「資産除去債務」89百万円、「その他」45百万円として組み替えております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.2%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1%	0.1%
住民税均等割等	1.4%	1.4%
評価性引当額の増減	0.0%	2.2%
親会社と子会社の法定実効税率の差異	3.7%	4.4%
その他	0.8%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.8%	35.2%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

主に物流関連事業用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年から40年と見積り、割引率は0.25%から2.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	263百万円	265百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円	230百万円
時の経過による調整額	2百万円	3百万円
期末残高	265百万円	498百万円

(賃貸等不動産関係)

当社の一部連結子会社では、東京都、大阪市その他の地区において、資産の有効活用を図るため賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は187百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は206百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は営業費用に計上)であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,034	961
	期中増減額	72	11
	期末残高	961	973
期末時価	3,961	4,694	

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸等不動産の減価償却費72百万円であります。当連結会計年度の主な増加は、保有目的の変更による賃貸等不動産への振替92百万円で、主な減少は、賃貸等不動産の減価償却費80百万円であります。
- 3 時価の算定方法は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務報告が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に物流関連事業を営み、グループ各社毎に経営判断し、事業活動を展開しております。

「物流関連事業」は主に貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業などを行っております。また、一部のグループ会社において不動産関連事業を営んでおります。「不動産関連事業」は資産を有効活用するための賃貸事業を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	46,004	459	46,463	394	46,858	-	46,858
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	46,004	459	46,463	394	46,858	-	46,858
セグメント利益	1,775	221	1,997	94	2,092	637	1,455
セグメント資産	26,101	1,118	27,219	350	27,570	6,298	33,868
その他の項目							
減価償却費	1,493	83	1,576	39	1,615	22	1,638
減損損失	16	-	16	-	16	-	16
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,254	-	1,254	17	1,272	12	1,284

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 637百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額6,298百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、管理部門に係る設備投資12百万円であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	48,322	466	48,788	348	49,136	-	49,136
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	48,322	466	48,788	348	49,136	-	49,136
セグメント利益	2,042	231	2,273	68	2,342	654	1,687
セグメント資産	28,636	1,088	29,725	334	30,059	6,618	36,678
その他の項目							
減価償却費	1,523	82	1,605	41	1,647	23	1,671
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	3,753	68	3,822	27	3,850	60	3,790

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 654百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額6,618百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金、長期投資資金(投資有価証券)および管理部門に係る資産等であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、用途変更に伴うセグメント間の振替 68百万円および管理部門に係る設備投資 8百万円であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度および当連結会計年度については、関連当事者との取引に関して記載すべき該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	1,822.48	1,913.40
1株当たり当期純利益 (円)	91.24	87.88

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益の算定上、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を期末自己株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度および当連結会計年度ともに63千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度36千株、当連結会計年度63千株であります。

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	986	969
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	986	969
普通株式の期中平均株式数 (千株)	10,814	11,031

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】
【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	460	330	0.395	-
1年以内に返済予定の長期借入金	507	1,052	0.203	-
1年以内に返済予定のリース債務	44	43	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	834	2,040	0.214	2020年4月～ 2023年6月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	135	91	-	2020年4月～ 2022年10月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,980	3,558	-	-

(注)1 「長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)」の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

(単位:百万円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	891	1,026	109	11
リース債務	36	21	33	-

2 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

3 「リース債務」の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	12,139	24,451	37,486	49,136
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	498	892	1,409	1,496
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	320	570	826	969
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	29.09	51.74	74.87	87.88

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	29.09	22.65	23.12	13.00

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	385	143
営業未収入金	1 20	1 21
関係会社短期貸付金	703	1,940
その他	1 78	1 115
貸倒引当金	1	-
流動資産合計	1,186	2,221
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	10	8
無形固定資産合計	10	8
投資その他の資産		
投資有価証券	1,099	1,112
関係会社株式	2,928	2,928
関係会社長期貸付金	6,015	10,598
その他	3	11
貸倒引当金	12	-
投資その他の資産合計	10,034	14,651
固定資産合計	10,044	14,659
資産合計	11,230	16,880
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1 19	1 31
1年内返済予定の長期借入金	-	855
未払金	5	5
未払法人税等	5	8
預り金	1 149	1 3,117
役員賞与引当金	5	6
その他	0	0
流動負債合計	185	4,025
固定負債		
長期借入金	-	1,403
繰延税金負債	294	378
役員退職慰労引当金	47	47
役員株式給付引当金	3	6
固定負債合計	345	1,835
負債合計	531	5,861

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,237	2,237
資本剰余金		
資本準備金	2,299	2,299
その他資本剰余金	756	756
資本剰余金合計	3,056	3,056
利益剰余金		
利益準備金	351	351
その他利益剰余金		
別途積立金	70	70
繰越利益剰余金	4,969	5,092
利益剰余金合計	5,390	5,513
自己株式	77	77
株主資本合計	10,606	10,730
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	92	289
評価・換算差額等合計	92	289
純資産合計	10,699	11,019
負債純資産合計	11,230	16,880

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	1 626	1 804
営業総利益	626	804
販売費及び一般管理費	1, 2 297	1, 2 309
営業利益	328	495
営業外収益		
受取利息	1 15	1 22
受取配当金	22	23
貸倒引当金戻入額	18	14
その他	1	1
営業外収益合計	58	61
営業外費用		
支払利息	1 0	1 6
株式交付費	8	-
営業外費用合計	8	6
経常利益	378	550
特別利益		
投資有価証券売却益	17	7
特別利益合計	17	7
特別損失		
投資有価証券売却損	0	-
投資有価証券評価損	-	239
特別損失合計	0	239
税引前当期純利益	396	319
法人税、住民税及び事業税	5	7
法人税等調整額	1	1
法人税等合計	4	6
当期純利益	391	312

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,938	2,000	756	2,756	351	70	4,735
当期変動額							
新株の発行	299	299		299			
剰余金の配当							158
当期純利益							391
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	299	299	-	299	-	-	233
当期末残高	2,237	2,299	756	3,056	351	70	4,969

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	5,156	0	9,851	97	97	9,949
当期変動額						
新株の発行			598			598
剰余金の配当	158		158			158
当期純利益	391		391			391
自己株式の取得		77	77			77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				4	4	4
当期変動額合計	233	77	755	4	4	750
当期末残高	5,390	77	10,606	92	92	10,699

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,237	2,299	756	3,056	351	70	4,969
当期変動額							
剰余金の配当							188
当期純利益							312
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	123
当期末残高	2,237	2,299	756	3,056	351	70	5,092

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	5,390	77	10,606	92	92	10,699
当期変動額						
剰余金の配当	188		188			188
当期純利益	312		312			312
自己株式の取得		0	0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				196	196	196
当期変動額合計	123	0	123	196	196	320
当期末残高	5,513	77	10,730	289	289	11,019

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

時価のないもの

移動平均法による原価法。

2 固定資産の減価償却費の方法

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に定める取締役への当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」297百万円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」294百万円として表示しており、変更前と比べて、総資産が2百万円減少しております。

(追加情報)

(株式給付信託(BBT))

(1) 取引の概要

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役および当社の子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。)に対し、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、2017年6月29日開催の第78期定時株主総会において承認されました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。前事業年度末および当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は76百万円、株式数は63,100株であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	20百万円	23百万円
短期金銭債務	156百万円	3,123百万円

2 偶発債務

銀行借入金等に対し次のとおり債務保証しております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(株)エスラインギフ	1,442百万円	957百万円
(株)エスラインミノ	205百万円	205百万円
(株)エスライン九州	93百万円	93百万円
(株)エスラインヒダ	10百万円	10百万円
(株)スリーエス物流	9百万円	9百万円
(株)エスライン各務原	5百万円	3百万円
(株)宅配百十番岐阜	1百万円	2百万円
(株)スワロー物流名古屋	1百万円	1百万円
(株)スワローセキュリティーサービス	0百万円	0百万円
計	1,768百万円	1,282百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	626百万円	804百万円
営業費用	127百万円	127百万円
営業取引以外の取引高	15百万円	25百万円

2 販売費及び一般管理費の主要な費目

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
業務委託費	84百万円	84百万円
人件費	68百万円	69百万円
施設使用料	43百万円	43百万円
支払報酬	52百万円	47百万円

なお、当社は純粋持株会社であるため、全て一般管理費に属する費用であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(1) 子会社株式	2,896	2,896
(2) 関連会社株式	32	32
計	2,928	2,928

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものがあります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	4百万円	-百万円
役員退職慰労引当金	14百万円	14百万円
有価証券評価損	23百万円	94百万円
未払事業税	1百万円	1百万円
その他	2百万円	3百万円
繰延税金資産小計	45百万円	114百万円
評価性引当額	42百万円	110百万円
繰延税金資産合計	2百万円	3百万円
(繰延税金負債)		
会社分割による子会社株式	232百万円	232百万円
投資有価証券	26百万円	26百万円
その他有価証券評価差額金	36百万円	121百万円
その他	1百万円	1百万円
繰延税金負債合計	297百万円	382百万円
繰延税金負債の純額	294百万円	378百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.2%	29.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0%	1.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	28.6%	50.7%
住民税均等割等	0.3%	0.4%
評価性引当額の増減	2.0%	21.5%
その他	0.2%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1%	2.2%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
無形固定資産	ソフトウェア	10	-	-	1	8	-
計		10	-	-	1	8	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14	-	14	-
役員賞与引当金	5	6	5	6
役員退職慰労引当金	47	-	-	47
役員株式給付引当金	3	3	-	6

(注) 引当金の計上基準は、個別財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 3 引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額およびこれに係る消費税等の額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。電子公告は、当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりである。(http://sline.co.jp/)ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	株主優待 1 対象となる株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された当社株式100株(1単元)以上保有する株主 2 優待内容 保有年数3年未満 QUOカード1,000円分 保有年数3年以上 QUOカード2,000円分

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第79期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月29日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月29日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第80期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月10日東海財務局長に提出。

第80期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月9日東海財務局長に提出。

第80期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月12日東海財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2018年7月2日東海財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスラインの2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エスラインが2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

株式会社エスライン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの2018年4月1日から2019年3月31日までの第80期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスラインの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。